

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)
		担当課(室)	子ども家庭課
			目次
			担当課(室)

◎岡山県規則第四十一号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和六十二年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

令和3年7月1日 岡山県公報 号外

様式第1号（第3条関係）

(表)
世帯調査書 (年度)

申請者 〔本人又は扶養義務者〕		住所			入所者（被措置者）氏名			
		氏名			入所施設名等			
入所者（被措置者）及び同一世帯の扶養義務者等の状況							合計額	
氏名								
入所者（被措置者）との続柄								
生年月日								
個人番号								
職業								
市町村 民税額 () 年度分	均等割額	円	円	円	円	円	円	
	所得割額	円	円	円	円	円	円	
備考								
調査の結果、上記のとおり相違ありません。 年 月 日 市町村長 印								
記載要領 1 入所者（被措置者）と生計を一にする全ての者について個人別に記載してください。 「扶養義務者」とは、入所者（被措置者）の直系血族（父母、祖父母、養父母等）及び兄弟姉妹並びにその他の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるものとして特に扶養義務を負わせたものをいいます。 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である場合は、備考欄にその旨を記載してください。 3 前年度分市町村民税の課税証明書を添付してください。（被保護世帯及び支援給付受給世帯を除く。）								

令和3年7月1日 岡山県公報 号外

(裏)

知事決定	世帯の階層区分	A B C () D ()		
	入所・通所の別	☐ 入 所 ☐ 通 所		
	世帯内の他の入 所者(被措置者) の有無	☐ 有	他の入所者(被措 置者)氏名	
		☐ 無	入所施設名等	
	徴 収 月 額	円		
摘 要				

令和 3 年 7 月 1 日 岡山県公報 号外

様式第三号を次のように改める。

令和3年7月1日 岡山県公報 号外

様式第3号（第5条関係）

(表)
家 庭 調 書 (年度)

申請者 〔本人又は扶 養義務者〕		住所					入所者（被措置者） 氏名	
		氏名					入所施設名等	
入所者（被措置者）及び同一世帯の扶養義務者等の状況								合計額
氏名								
入所者（被措置者）と の続柄								
生年月日								
個人番号								
職業								
市町村 民税額 () 年度分	均等割額	円	円	円	円	円	円	
	所得割額	円	円	円	円	円	円	
備考								
世帯の階層区分		A B C () D ()						
費用徴収月額の減免に関する県民局 長の意見								
調査の結果、上記のとおり相違ありません。 年 月 日 調査者職・氏名 印 市町村長 印								
記載要領 1 入所者（被措置者）と生計を一にする全ての者について個人別に記載してください。 「扶養義務者」とは、入所者（被措置者）の直系血族（父母、祖父母、養父母等）及び兄弟姉妹並びにその他の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるものとして特に扶養義務を負わせたものをいいます。 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である場合は、備考欄にその旨を記載してください。 3 世帯の階層区分の欄には、市町村民税額の合計額により階層区分を記載してください。								

令和3年7月1日 岡山県公報 号外

(裏)

知事決定	世帯の階層区分	A B C () D ()		
	入所・通所の別	☐ 入 所 ☐ 通 所		
	世帯内の他の入所者(被措置者)の有無	☐ 有	他の入所者(被措置者)氏名	
		☐ 無	入所施設名等	
	徴収月額	円		
摘要				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に入所、通所又は入院の措置がとられている者に係るこの規則による改正前の児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（以下「旧規則」という。）第三条及び第五条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。